

## 民間事業者の皆さま、ご存じですか？

# 令和6年4月1日から 障害のある人に対する 合理的配慮の提供が 義務化されます

令和3年5月、障害者差別解消法（正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）の一部が改正されました。

改正法は、**令和6年4月1日**に施行されます。



障害者差別解消法	行政機関等	民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務→義務
環境の整備	努力義務	努力義務

なお、ここでいう民間事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人を問いません。一般的な会社だけでなく、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人やNPO法人も対象になります。

「障害者差別解消法」とは、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目的とした法律です。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」や「環境の整備」を行うこととしています。

# ～障害のある人もない人も、 共に生きる社会の実現のために～

## 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村などの行政機関等が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。  
これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

## 「合理的配慮の提供」とは？

### ◇具体例◇

- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを架ける、高いところに陳列された商品を取って渡すなど物理的環境への配慮
- 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をするなど意思疎通の配慮

企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。  
これを「合理的配慮の提供」といいます。

## 「環境の整備」とは？

企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、個別の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、事前の改善措置として施設のバリアフリー化などに努めることを求めています。  
これを「環境の整備」といいます。

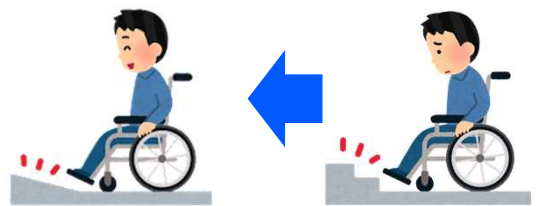
## 詳しい情報は？

### ○群馬県からの情報

- ・ 県ホームページ（障害者差別解消法の一部改正について）  
[https://www.pref.gunma.jp/02/d42g\\_00244.html](https://www.pref.gunma.jp/02/d42g_00244.html)
- ・ 出前なんでも講座（県職員が、講師として伺います（講師の派遣経費は無料））

### ○内閣府からの情報

- ・ 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト－合理的配慮を知っていますか－  
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



**問い合わせ先 群馬県 健康福祉部 障害政策課 社会参加推進係**

住所: 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL:027-226-2634 FAX:027-224-4776 Email:shougai@pref.gunma.lg.jp